

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに242名

被告 国 ほかに1名

被告国第14準備書面

平成29年6月1日

大阪裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



熊田篤



寺村隼人



帆足智典



鈴木優香子



原田剛



田中宏




作下秀作





竹原友深 

松村理紗 

小林勝 


高橋正史 


小川哲兵 

武田龍夫 


田中博史 

矢野諭 


前田后穂 


内山則之 


世良田鎮 

豊島広史 

平下愛 

谷川泰淳 

小野祐二 

布田洋史 

足立恭二



荒川一郎



忠内巖大



止野友博



小野雅士



岩田順一



鈴木健之



船田晃代



安達泰之



森野央士



大瀧拓馬



住田博正



白津宗規



服部翔生



高野菊雄



伊藤弘幸



京 藤 雄 太



田 口 周 平



水 越 貴 紀



福 島 正 也



土 佐 怜 生



第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、原子炉の利用及び安全確保については、事業者が一次的かつ最終的責任を負い、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎないこと（後記第2）、そうだとすれば、被告国は、事業者に対して認められるような高度の結果回避義務（情報収集義務、調査義務）を負担するものではなく（後記第3）、また、仮に本件において被告国の規制権限不行使に国賠法1条1項の違法が認められることがあったとしても、被告国の責任の範囲は、第一次責任者である被告東電に比して相当程度限定されたものになるべきこと（後記第4）を主張する。

なお、略語等は、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第2 被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎないこと

1 規制権限の不行使の違法性を判断した各種判例においては、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること

(1) クロロキン最高裁判決において、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること

ア 規制権限不行使に基づく国の損害賠償責任は、国が直接の加害者（事業者）ではないものの、直接の加害者（事業者）に対して規制権限を適切に行使していれば国民に損害が発生することを防止できたにもかかわらず、その行使を怠ったことによる責任であるから、加害者（事業者）の一次的かつ最終的な責任を前提とした国の二次的かつ補完的な責任が問題とされる構造を本質的に有するものであり、このことはクロロキン最高裁判決においても前提とされている。

イ すなわち、クロロキン最高裁判決においては、その他の規制措置として、厚生大臣又は厚生省当局において、「副作用の面からの医薬品の

安全性を確保するための組織、体制の整備を図り、その一応の体制が整えられた昭和42年以降において、クロロキン製剤を劇薬及び要指示医薬品に指定し、使用上の注意事項や視力検査実施事項を定め、医薬品製造業者等に対する行政指導によりこれを添付文書等に記載させるなどの措置」が講じられている点について、「医薬品の安全性の確保及び副作用による被害の防止については、当該医薬品を製造、販売する者が第一次的な義務を負うものであり、また、当該医薬品を使用する医師の適切な配慮により副作用による被害の防止が図られることを考慮すると、当時の医学的、薬学的知見の下では、厚生大臣が採った前記各措置は、その目的及び手段において、一応の合理性を有するものと評価することができる。」とし、国賠法1条1項の適用上違法ということとはできないとされている。

これは、医薬品の安全について一次的かつ最終的な責任を負うのは、これを製造する事業者とこれを患者に使用する医師であり、国は二次的かつ補完的な責任を負うにすぎないことを踏まえて、クロロキン最高裁判決は、国の採った規制措置に一応の合理性が認められるとした上で、それ以外の規制措置を講じなかったことが、著しく合理性を欠くとまでは認められないと判断したものである。

(2) 筑豊じん肺最高裁判決等も、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること

ア この点は、筑豊じん肺最高裁判決でも同様である。すなわち、同最高裁判決は、判文上明示はしていないものの、その控訴審判決（福岡高裁平成13年7月19日判決・判例タイムズ1077号72ページ）は、労働関係法令の労働者の危害防止及び安全衛生に関する諸規定が「鉦業権者（使用者）が労働者の危害防止及び安全衛生に関する第一次的かつ最終的責任者であることを前提として」おり、行政庁による

監督権限が「鉱業権者（使用者）の労働者に対する危害防止及び安全衛生についての義務履行を後見的に監督するために行使されるべきものである」と判示しており、同最高裁判決も、これを当然の前提として控訴審判決の判断を正当として是認することができるとしている。

そもそも、規制権限の不行使に基づく国の損害賠償責任は、国が直接の加害者ではないものの、直接の加害者に対して規制権限を適切に行使していれば国民に損害が発生することを防止できたにもかかわらず、その行使を怠ったことによる責任であって、加害者の一次的かつ最終的な責任を前提としている点で、クロロキン最高裁判決における違法性判断の構造と何ら異なるものではない。

イ そして、関西水俣病最高裁判決においても、直接の加害者である事業者に一次的かつ最終的な責任が存在することを踏まえた上で、国の二次的かつ補完的な責任が問題となっているのであって、かかる違法性の判断構造についての違いはない。

ウ 宅建業者最高裁判決においても、この構造は既に意識されており、同最高裁判決に関する篠原勝美・最高裁判例解説民事篇平成元年度414ページ以下においては、「このような類型(引用者注：行政庁が直接の加害行為者ではないが、危険防止の規制、監督権限を有し、その権限不行使が国家賠償責任の原因として争われている類型を指すものと考えられる。)では、規制・監督行政の主体、その相手方(被規制者)及び受益者(一般国民)の三主体が登場する」、「危険の防止は被規制者が第一次的に責任を負い、…行政がこうした危険を全面的に防止することは、その肥大化と国民の自由の喪失を招き、実際上も困難であるが、…一定の事実関係があるときは、行政庁の権限不行使は、第三者たる被害者に対する関係で違法性を帯び、国家賠償責任を生じ得る」と、直接の加害者による一次的責任とそれを踏まえた国の二次的な責

任という構造が論じられている。

2 原子力利用に関する各種法令の規定も、原子炉の利用及び安全確保については、事業者の一次的かつ最終的責任を前提としていること

(1) 原子力利用に関する各種法令の規定からも、原子炉の利用及び安全確保については、事業者に一次的責任があり、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにとどまることが明らかである。なお、以下、この項において指摘する各法令の規定は、断りのない限り、いずれも平成14年から平成23年3月1日当時の規定である。

(2) すなわち、原子力基本法2条は、「原子力利用（引用者注：原子力の研究、開発及び利用）は、…安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし…」と規定しており、原子炉施設を設置するために許可を受けた者が原子力の平和利用及びその安全確保について、一次的な責任を負うことを明確にしている（丙A第11号証「原子力の安全に関する条約 日本国第5回国別報告」56ページ）。

(3) 炉規法は、23条及び24条において、原子炉については、飽くまで「原子炉を設置しようとする者」がその位置、構造及び設備等を定め、申請書を提出し、主務大臣がこれを許可するという仕組みを採用しているのであり、このような許可の仕組みからも、その安全性について一次的責任を負うのは原子炉設置者であることが明らかである。なお、平成24年法律第47号による改正後の炉規法57条の9は、原子力事業者等の責務として、「製錬事業者、…発電用原子炉設置者…は、この法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。」と規定したが、かかる規定は、原子炉施設の安全性については、原子炉設置者が一次的責任を負うという従前の考え方を法文上も明確にしたものであ

る。

(4) 電気事業法 39 条は、「事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め、一次的には、事業用電気工作物を設置する者に技術基準維持義務を課しており、本件規制権限の根拠規定である電気事業法 40 条は、「経済産業大臣は、事業用電気工作物が前条第 1 項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。」(ゴシック体は引用者)と規定しているのであり、同規定は飽くまで、同法 39 条によって事業者には課された技術基準維持義務が果たされないときに限って規制権限を行使することができることを規定している。

(5) さらに、原災法は、原子力事業者の責務として、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」(同法 3 条)と規定し、原子力事業者が原子力災害の発生の防止等に関し、必要な措置を講ずる責務があることを明らかにしている。一方、同法は、国の責務として、「主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。」(同法 4 条 3 項)と規定し、国が原子力事業者の原子力災害予防対策等について、指導・助言等の適切な措置を講ずべき責務を定めている。このような同法の規定からも明らかなおおりに、同法は原子力災

害の防止等については飽くまで原子力事業者が一次的な責任を負うことを前提としており、国の責務は原子力事業者による対策が円滑に行われるよう指導・助言等を行うという二次的な責任であることを明らかにしている。

(6) この点、国会事故調査報告書（甲A第3号証）においても、福島第一発電所事故を踏まえ、「原子力法規制は、最新の技術的知見等に照らして適時に改定されることが望ましい。しかし、一定の手続きがあることから、実務上、かかる改定を即時に行うことは難しく、また、かかる改定が行われない可能性も現実には存在する。他方、原子力法規制の実施主体である原子力事業者は、法規制の有無にかかわらず、原子力発電所の安全を確保する義務に基づき、最新の技術的知見等につき迅速に対応することが可能である。この観点からも、最終的な原子力発電所の安全の確保は、事業者が負うべきである。」とした上、「原子力安全規制を含む原子力法規制全体において、原子力発電所の安全確保のための第一義的な責任が事業者にあることを明確にした法体系とすべきである。」と提言されているところである（同号証534ページ）。

3 小括

以上のとおり、本件においても、一次的かつ最終的な責任を負うのは、福島第一発電所の設置・運営に当たっていた被告東電であり、被告国の規制権限不行使の責任は二次的かつ補完的なものにとどまる。

そのため、規制権限の主体である国は、飽くまでも、事業者が行う活動について、当該規制権限を定めた法令の趣旨、目的や権限の性質等に照らして、保護されるべき被害者との関係において、危険な行為をそのまま放置することが著しく合理性を欠く場合に初めて規制権限を行使することが義務付けられるというべきである。

第3 被告国は、一次的かつ最終的な責任を負う事業者に対して認められるような高度の結果回避義務（情報収集義務、調査義務）を負担するものではないこと

前記第2のとおり、本件においては、事業者に一次的責任があり、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにとどまる以上、被告国は、被害に対して一次的かつ最終的な責任を負う事業者に対して認められるような高度の結果回避義務（情報収集義務、調査義務）を負担するものではない。すなわち、本件訴訟において、原告らは、「被告国は、本件事故の原因である地震及びこれに随伴する津波に関し、その時々¹の知見が確立するのを拱手（きょうしゅ）傍観しているのではなく、地震及びこれに随伴する津波に関するあらゆる情報を積極的に収集・調査する義務（情報収集・調査義務）を尽くし、国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を保持することが求められている。」「被告国が負っている情報収集・調査義務は、電気事業法が被告国に規制権限を付与した趣旨から当然に導き出される義務であるから、二次的、後見的な義務ではなく、第一次的な義務であることも明らかである。」（原告ら第13準備書面17ないし20ページ）とも主張しているが、情報収集義務、調査義務は、生命、身体の安全に対する高度の危険性を内在する経済活動が行われる場合に、当該経済活動に内在する高度の危険性や営利性といった性質に鑑み、その活動の主体に対して課される高度の結果回避義務であって、経済活動の主体である行為者とは別に、これを規制する立場にある国が当然に負うべき性質の義務ではない。被害を防止する一次的かつ最終的な責任は、行為者である事業者にあるのであって、国は、二次的かつ補完的な責任を負うにとどまる立場にあるから、国が負うべき義務が事業者が負わなければならない義務とはおのずから異なるものになる。規制権限の不行使が問題となる場合にあっては、国は、自ら高度の危険性を内在する活動をするものでなく、当該危険性を直接管理するものでもなく、また、当該経済活動によって利益を得るものでもない。規制権限の行使の主体である国は、飽くまでも、事業者が行う活動について、当該規制権限を定めた法令の趣旨、目的や権限の性質等に照らして、保護されるべき被害者との関係において、危険な行為をそのまま放置することが著しく合理性を欠くと認

められる場合に初めて規制権限を行使することが義務付けられるというべきであるから、被害に対して一次的かつ最終的な責任を負う事業者に対して認められるような高度の結果回避義務（情報収集義務，調査義務）を負担するものではない。

第4 被告国の責任の範囲は，第一次的責任者である被告東電に比して，相当程度限定されたものになるべきであること

福島第一発電所を管理・運営し，その利益を享受しているのは被告東電であり，被告国ではない。そして，被告国は，その設置等の際し，許認可をしたり，定期検査等をしているものの，これらは，被告東電の安全管理義務を軽減したり，免責するものではない。したがって，前記第2のとおり，福島第一発電所の安全管理は，一次的には，被告東電において行われるべきものであり，被告国は，これを，後見的・補充的に監督するにとどまる。

そして，民法719条1項前段の共同不法行為が成立するためには，客観的に一個の共同行為があるとみられることが必要と解される（加藤一郎・不法行為〔増補版〕205ページ以下参照）ところ，被告国の規制権限の行使は，対象者の自由な活動に一定の制約を課し，不利益を与えるものであって，対象者に対し，責任や注意義務を軽減し，免責するという性格のものではなく，両者は次元を異にする責任である。また，被告国と被告東電では，安全対策の要否を検討するために必要な情報の収集や，これを分析する能力に大きな差があり，同じ情報を把握していたとしても，被告国と被告東電では検討に要する時間を異にする上，何らかの対策が必要との結論に達したとしても，それから，規制権限の行使に至るためには，様々な過程を経る必要のあることも考慮すると，被告国の規制権限行使と規制対象者である原子力事業者の不法行為との間に，客観的に一個の不法行為があるとみることはできない。

そうすると，仮に被告国の規制権限不行使について，国賠法1条1項の違法

が認められるとしても、これと被告東電の不法行為は、共同不法行為とはならず、単に不法行為が競合しているにすぎないこととなる。

このような場合において、損害の公平な分担という損害賠償の基本理念に照らし、前記諸事情を勘案すると、被告国の責任の範囲は、第一次的責任者である被告東電に比して、相当程度限定されたものになるべきである（関西水俣病訴訟に係る大阪高裁平成13年4月27日判決・判例時報1761号3ページ、じん肺訴訟に係る札幌高裁平成16年12月15日判決・判例時報1901号71ページ、福岡高裁平成13年7月19日判決・判例時報1785号89ページ、福岡地裁平成19年8月1日判決・判例時報1989号135ページ等参照）。

略称語句使用一覧表

略 称	基 本 用 語	使用書面	ページ	備考
本件地震	平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震	答弁書	6	
被告東電	相被告東京電力株式会社	答弁書	6	
福島第一発電 所	福島第一原子力発電所	答弁書	6	
福島第一発電 所事故	福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故	答弁書	7	
I N E S	国際原子力・放射線事象評価尺度	答弁書	7	
政府事故調査 中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」	答弁書	8	
炉規法	核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律	答弁書	8	
国会事故調査 報告書	国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書	答弁書	10	
O. P.	「Onahama Peil」(小名浜港工事基準 面)	答弁書	11	
東電事故調査 報告書	被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」	答弁書	12	
S P E E D I	緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク システム	答弁書	21	

ERSS	独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム	答弁書	22
国賠法	国家賠償法	答弁書	32
放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	第1準備書面	9
原災法	原子力災害対策特別措置法	第1準備書面	9
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令	第1準備書面	11
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第1準備書面	12
保安院	原子力安全・保安院	第1準備書面	15
原子力安全基盤機構	独立行政法人原子力安全基盤機構	第1準備書面	18
本件設置等許可処分	内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分	第1準備書面	20
後段規制	設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制	第1準備書面	21
昭和39年原子炉立地審査指針	昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針	第1準備書面	23

昭和45年安全設計審査指針	軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承）	第1準備書面	23
地震本部	地震調査研究推進本部	第1準備書面	27
平成13年安全設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針	第1準備書面	30
平成13年耐震設計審査指針	平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針	第1準備書面	31
平成18年耐震設計審査指針	平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針	第1準備書面	35
政府事故調査最終報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」	第1準備書面	59
原告ら第13準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面13	第2準備書面	7
クロロキン最高裁判決	最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決（民集49巻6号1600ページ）	第2準備書面	8
宅建業者最高裁判決	最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決（民集43巻10号1169ページ）	第2準備書面	10
延宝房総沖地震	慶長三陸地震（1611年）及び1677年11月の地震	第2準備書面	20

津波評価技術	土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津波評価技術」	第2準備書面	22
長期評価	地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」	第2準備書面	26
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第2準備書面	40
浜岡発電所	中部電力株式会社浜岡原子力発電所	第2準備書面	40
大飯発電所	関西電力株式会社大飯発電所	第2準備書面	40
泊発電所	北海道電力株式会社泊発電所	第2準備書面	40
貞観津波	西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震	第2準備書面	54
佐竹ほか（2008）	平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋）	第2準備書面	56
合同WG	総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループ	第2準備書面	58

本件各評価書	被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」）	第2準備書面	58
原告ら第15準備書面	原告らの2015年（平成27年）5月15日付け準備書面15	第3準備書面	7
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	第4準備書面	6
使用停止等処分	平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置	第4準備書面	13
原告ら第19準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面19	第5準備書面	5
伊方原発訴訟最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決（民集46巻7号1174ページ）	第6準備書面	7
原告ら第18準備書面	原告らの2015年（平成27年）10月1日付け準備書面18	第6準備書面	7
筑豊じん肺最高裁判決	最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決（民集58巻4号1032ページ）	第6準備書面	12
関西水俣病最高裁判決	最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決（民集58巻7号1802ページ）	第6準備書面	14

	ージ)			
推進地域	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進地域	第6準備書面	29	
別件千葉訴訟	千葉地方裁判所平成25年(ワ)第51 5号, 同第1476号及び同第1477 号事件	第8準備書面	6	
佐竹氏	佐竹健治氏	第8準備書面	6	
島崎氏	島崎邦彦氏	第8準備書面	6	
都司氏	都司嘉宣氏	第8準備書面	7	
阿部氏	阿部勝征氏	第8準備書面	9	
日本気象協会	財団法人日本気象協会	第8準備書面	20	
深尾・神定論 文	深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直 下の低周波地震ゾーン」と題する論文	第8準備書面	50	
阿部(199 9)	1999年に発表された阿部氏の論文 「遡上高を用いた津波マグニチュードM tの決定ー歴史津波への応用ー」	第8準備書面	95	
原告ら第25 準備書面	原告ら2016〔平成28〕年2月19 日付け準備書面25	第9準備書面	1	
事故解析評価	原子炉施設の事故防止対策に係る解析評 価	第9準備書面	2	
審査基準等	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律等に基づく経済産業大臣 の処分に係る審査基準等	第9準備書面	6	
とりまとめ	原子力安全委員会の原子力安全基準・指 針専門部会地震・津波関連指針等検討小	第9準備書面	9	

	委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」			
本件事故	福島第一発電所事故 (答弁書7ページで設定された略称)	第10準備書 面	7	
崎山氏	崎山比早子氏	第12準備書 面	7	
崎山意見書	崎山比早子氏の意見書	第12準備書 面	7	
原告ら第16 準備書面	原告らの2015(平成27)年7月1 6日付け準備書面16	第12準備書 面	7	
1990年勧 告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成2年(1990年)に行った勧告	第12準備書 面	7	
2007年勧 告	国際放射線防護委員会(ICRP)が平 成19年(2007年)に行った勧告	第12準備書 面	7	
低線量被ばく WG	低線量被ばくのリスク管理に関するワー キンググループ	第12準備書 面	12	
福島第二発電 所	被告東電の福島第二原子力発電所	第12準備書 面	20	
避難区域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、住民の避難を指示した 区域(福島第一発電所から半径20km 圏内、福島第二発電所から半径10km 圏内の区域)	第12準備書 面	20	

計画的避難地域	被告国が、原災法に基づき、各地方公共団体の長に対し、計画的な避難を指示した区域（福島第一発電所から半径20km以遠の周辺地域のうち、事故発生から1年以内に積算線量が20mSvに達するおそれのある区域）	第12準備書面	21
避難指示等対象区域	被告国や地方公共団体が住民に避難等を要請した区域内	第12準備書面	38
自主的避難対象区域	福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内	第12準備書面	39
崎山意見書2	崎山氏の平成28年5月9日付け意見書	第13準備書面	1
原告ら第30準備書面	2016〔平成28〕年7月21日付け原告ら準備書面30	第13準備書面	1
佐々木ほか連名意見書	平成28年10月26日付け佐々木康人ほか16名作成に係る連名意見書	第13準備書面	1
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年: がんおよびがん以外の疾患の概要	第13準備書面	6
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人作成に係る意見書	第13準備書面	24

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成

27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を、第8準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第8準備書面を、第9準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第9準備書面を、第10準備書面とは平成28年10月13日付け被告国第10準備書面を、第12準備書面とは平成28年12月15日付け被告国第12準備書面、第13準備書面とは平成29年3月2日付け被告国第13準備書面を指す。